

京都府肝炎コーディネーター（仮称）制度について
（平成 30 年 8 月 3 日 第 9 回京都府肝炎対策協議会での意見）

➤ コーディネーターの名称について

- ・ 「肝炎『医療』コーディネーター」という名称は全員が医療的助言ができるような誤解を招く。規定された役割ごとに名称を使い分け、それを総称して「肝炎医療コーディネーター」と呼ぶのはいかがか。
- ・ 患者側からすると名称の使い分けは、却って何をしてもらえるのかわかりにくい。

➤ 養成の対象とする医療関係者の範囲及び募集方法について

【医療関係者の範囲】

- ・ ある程度医療的知識のある医師・薬剤師・看護師に限定すべき。
- ・ さらに、肝炎患者に栄養指導を行う栄養士、臨床検査技師等の有資格者も広く対象に含めるべき。

【募集方法について】

- ・ コーディネーターの水準を担保するため、団体からの推薦で募集すべき。
- ・ より多くの方に応募いただけるよう、広く募集すべき。

➤ 認定証について

- ・ コーディネーターの自覚を促し、かつ第三者からわかりやすくするため、名刺サイズの認定証も交付してはどうか。

➤ 認定試験について

- ・ 役割に応じて最低限の知識を問う試験は行ってもよい。

➤ 認定研修について

- ・ 医療関係者は最低限の知識はあるので、基礎編は簡単なものでよい。
- ・ 多忙な医療関係者に配慮し、e-learning システムでの実施を検討できないか。

➤ コーディネーターの公表範囲及び方法について

- ・ 個人の連絡先まで公開しないと、一般の患者が相談できない。連絡先を公開することをコーディネーター認定の条件とすべき。
- ・ 個人情報公開はリスクが高く、やるべきでない。自発的に患者にアプローチする、例えば薬局での受検勧奨や受診勧奨ができるような人材がコーディネーターのイメージでは。

➤ 認定の有効期限について

- ・ 更新の有無に関わらず、知識のアップデートができる機会の提供は必要。
- ・ 有効期限を認定証に記載すべき。

要領第5条第1項(1)に定める対象者	役割	カード
<p>【拠点病院その他の医療機関及び検診機関】 医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言 ・ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内 ・ 肝臓病教室、患者サロン等への参加 ・ 医療安全・院内感染対策に関する情報提供及び相談助言 等 	<p><医療担当> 医療従事者、保健師等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>私は、京都府の 肝炎コーディネーター (医療担当)です!</p>  <p>肝炎でお困りごとがあればご相談ください! 氏名:</p> </div>
<p>【行政機関】 保健師その他の保健医療関係職種、行政職員等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内の住民への啓発、相談対応 ・ 専門医療機関や行政窓口への橋渡し 	<p><啓発担当> 行政職員、患者支援団体、民間企業等</p>
<p>【患者支援団体等】 患者会の会員やその家族等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎患者やその家族からの相談に応じる(医学的な質問は肝疾患相談センター等に橋渡しを行う)。 ・ 専門医療機関や行政窓口への橋渡し ・ 肝炎ウイルス検査の啓発 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>私は、京都府の 肝炎コーディネーター (啓発担当)です!</p>  <p>肝炎でお困りごとがあればご相談ください! 氏名:</p> </div>
<p>【民間企業等】 民間企業等の健康管理担当者、人事労務担当者、社会保険労務士など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属企業内で、肝炎ウイルス検査の啓発 ・ 治療と仕事の両立支援 	

肝炎医療コーディネーターの名称について

【事務局案】

- 総称を「肝炎コーディネーター」もしくは「肝炎サポーター」とする。
- 活動は無償とする。
 - ・ それぞれの役割が明確に、かつ本人も自覚できるよう、認定証にはカッコ書きで「(医療担当)」 「(啓発担当)」 と付記する。
 - ・ 名刺サイズのカードについては一般と医療関係者でデザインをわけて、それぞれの役割が対外的にもわかりやすいものとする。

養成の対象とする保健医療関係者の範囲及び募集方法について

(府要綱第5条第1項(1))

【事務局案】

- 医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等とする。
- 当面は各団体等を通じて募集を行う。
 - ・ 制度開始当初は、職能団体(例：医師会・薬剤師会等)の協力を得て、参加者の募集を行う。

職種によって日頃感じている疑問や講義内容の要望が異なると思われるため、制度開始当初は職種毎に研修会を開催し、要望等に丁寧に対応していきたい。

認定証について

【事務局案】

A4判の認定証(健康福祉部長印)と名刺サイズのカードを発行する。

- ・ 名刺サイズのカードについては、医療担当と啓発担当でデザイン(色・イラスト)をわけて、それぞれの役割が対外的にもわかりやすいものとする。
- ・ 裏面には発行日と肝疾患相談センター及び京都府健康対策課の連絡先を記載する。

(表面)

(裏面)

私は、京都府の
肝炎コーディネーター
(〇〇担当)です!



肝炎でお困りごとが
あればご相談ください!
氏名: _____

【医療に関する相談】

京都府立医科大学附属病院 肝疾患相談センター

☎ 075-251-5171

京都大学医学部附属病院 肝疾患相談センター

☎ 075-751-4701

【支援制度に関する相談】

京都府健康福祉部健康対策課 ☎075-414-4766

発行日: _____年 ____月 ____日

認定を受けた日が属する年度の翌々年度末まで有効です。

引き続き認定を希望する場合は再認定の手続きを行って下さい。

認定のための試験について

【事務局案】

医療担当と啓発担当で共通の試験を実施する。

- ・ 最低限の知識を問う問題を 10 問程度実施し、全問正解者を肝炎コーディネーターとして認定する。
- ・ 職能団体を通じて募集する保健医療関係者については、各団体で予め試験を実施し、全問正解者を養成研修の受講者として推薦する形式とする。

e-learning システムでの研修実施について

【事務局案】

実地での研修とする。

- ・ e-learning 化しにくい患者講義もあり、特に制度開始当初は講義内容への要望や理解度を聞き取るため、実地での研修としたい。
- ・ 当面は人数を増やすよりも質を重視したい。

コーディネーターの公表範囲及び方法について

【事務局案】

- 医療担当
 - ＜医療関係者＞同意が得られた者の施設名と職種毎の人数を公開
 - ＜行政機関＞同意が得られた者の機関名（担当課）と連絡先を公開
- 啓発担当
 - ＜患者支援団体＞患者からの相談対応が可能な団体は代表連絡先を公開
 - ＜民間企業＞同意が得られた者の勤務先名を公開

※イメージは別添のとおり

認定の有効期限について

【事務局案】

有効期限を設け、かつ毎年度末に活動状況等を確認する。

- ・ 認定期間は認定を受けた日の属する年度の翌々年度末までとする。
- ・ 毎年度、所属先の確認や、活動内容を照会し、活動する上での要望があれば聞き取る。
- ・ 制度の改正等があれば情報提供を行い、知識のアップデートに努める。
- ・ 有効期間を更新した場合はカードの色を変える。
- ・ 辞退の申し出があれば認定証を返却させる。

【医療に関する相談】 ※いずれも祝日及び年末年始を除く

- 京都府立医科大学附属病院 肝疾患相談センター（消化器内科内）
電話：075-251-5171
毎週火・木曜日（午前10時～12時／午後1時～4時） 毎週水曜日（午後1時～4時）
- 京都大学医学部附属病院 肝疾患相談センター（消化器内科内）
電話075-751-4701
毎週月・水・金曜日（午前10時～12時）

【支援制度に関する相談】 ※祝日及び年末年始を除く

- 京都府健康福祉部健康対策課 電話：075-414-4766



上記の他に、京都府では各地域で肝炎対策の推進に協力いただける方を肝炎コーディネーターとして認定しています。
肝炎コーディネーターには「医療担当」と「啓発担当」の2種類があります。

医療担当【医療機関・健診機関】

京都市	●●病院	看護師	1名
	△△薬局	薬剤師	2名

※公表されている各施設についてはあくまでも自施設内で陽性者の方を受診受療に繋ぐ、助成申請などの個別相談に応じる、などの「肝炎医療コーディネーターとしての取り組みを実施している機関等の公表」を目的としたものであり、「外部からの問い合わせに対応可能な機関等の公表」を目的としたものではありませんことをご了承ください。

医療担当【行政機関】

●●市	△△保健所	保健室	(代表連絡先)
××市	××市役所	××課	(代表連絡先)

啓発担当【肝炎患者やその家族からの相談に応じることができる団体等】

京都市	京都肝炎友の会	〇名	(代表連絡先)
舞鶴市	舞鶴ウイルス性肝炎を考える会	〇名	(代表連絡先)

※医学的な質問については、肝疾患相談センター等への橋渡しを行います。

啓発担当【その他民間企業等】

京都市	株式会社 ○○	〇名
	訪問看護ステーション △△	△名

※公表されている各企業等についてはあくまでも自施設内で肝炎ウイルス検査の受検促進を行うなどの「肝炎医療コーディネーターとしての取り組みを実施している機関等の公表」を目的としたものであり、「外部からの問い合わせに対応可能な機関等の公表」を目的としたものではありませんことをご了承ください。

京都府肝炎コーディネーター（仮称）の養成及び活用に関する要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、京都府肝炎コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、京都府の肝炎対策を推進することを目的とする。

（基本的な役割）

第2条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 京都府肝炎コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

（活動内容）

第3条 京都府肝炎コーディネーターの主な活動内容は、京都府肝炎コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。なお、いずれの場合も特定事項への誘導は行わないこととする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関、
歯科診療所、薬局
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝臓病教室、患者サロン等への参加
 - エ 医療安全・院内感染対策に関する情報提供及び相談助言
 - オ アからエまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村等の肝炎対策担当部署
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業及び団体、医療保険者等の職域機関
 - ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
 - イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内

- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) ~~(1) から (3) までの機関以外の機関~~肝炎患者及びその家族

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等への普及啓発
- イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 府は、府内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村等の肝炎対策担当部署に京都府肝炎コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による京都府肝炎コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を京都府肝炎コーディネーターとして認定するものとする。
 - (1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村等で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
 - (2) 府又は京都府肝疾患診療連携拠点病院が実施する養成研修を受講し、かつ府が指定する試験に合格した者
 - (3) 京都府内に住所を有する者又は京都府内の施設、企業又は団体に勤務する者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 第1項に規定する要件を満たし、京都府肝炎コーディネーターとしての認定を希望するものは、京都府肝炎コーディネーター認定申請書(様式第1号)に

より知事に申請するものとする。

- 4 知事は、前項の申請を適当と認め、京都府肝炎コーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式第2号）を交付し、京都府肝炎コーディネーター名簿（様式第3号）に登録を行うものとする。
- 5 知事は、京都府肝炎コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証を返納しなければならない。なお、第1号の規定により認定を取り消した場合はその旨を公表するものとする。
 - (1) 京都府肝炎コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2) 疾病その他の理由により京都府肝炎コーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき
- 6 京都府肝炎コーディネーターの認定期間は認定を受けた日の属する年度の翌々年度末までとする。

なお、認定期間を終了する年度に再認定の手続きを行った者は、認定期間を翌々年度末まで延長することができる。

(技能向上及び活動支援)

第6条

- 1 府は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、京都府肝炎コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 府は肝炎コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、府や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(守秘義務)

- 第7条 京都府肝炎コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

- 第8条 この要領に定めるもののほか、京都府肝炎コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年 月 日から施行する。

(別表)

京都府肝炎コーディネーター養成研修標準プログラム

1 基礎編

時間	研修項目
10分以上	京都府肝炎コーディネーターに期待される役割、心構え
30分以上	肝疾患の基本的な知識
35分以上	京都府の肝炎対策
	肝炎ウイルス検査
	医療費・検査費の助成制度
	医療提供体制
15分以上	相談支援体制
15分以上	肝炎患者又はその家族からの講演

2 応用編

時間	研修項目
30分以上	受講者の所属する機関に適した研修内容を行う

3 認定試験

(様式第 1 号)

京都府肝炎コーディネーター認定申請書

年 月 日

京都府知事 様

(氏 名)



京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領第 5 条に定める認定を受けたく申請します。

なお、認定にあたっては、京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領に定めるところに従って適正な活動を行います。

記

ふりがな 氏 名	
所 属 機 関	(所在地) 〒 (機関名) (部署名) ----- 京都府ホームページで所属機関名を公開することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません ※公開の対象は所属機関名のみで氏名は公開しません。
職 種	
研 修 受 講 日	
京都府の肝炎対策について、随時最新情報をお届けします。 <input type="checkbox"/> 所属機関への送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 自宅等への送付を希望する。 (送付先) 〒	

(様式第2号)

第 号

〇〇 〇〇 (※氏名)

京都府肝炎コーディネーター認定証

あなたは、「京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領」に定める研修を受講されましたので、京都府肝炎コーディネーターに認定します

年 月 日

京都府健康福祉部長 〇 〇 〇 〇 印

<活動内容>

(要領第3条から転記)

なお、特定事項への誘導は行わないこと